

東北地区漁船海難防止連絡会の設置について

- 1 東北総合通信局（無線通信部）、東北運輸局（海上安全環境部）及び第二管区海上保安本部（交通部）は、相互に連携を図ることを通じ、各機関の担務を効果的、効率的に行うことにより、漁船の衝突海難防止活動等を実施するため、東北地区漁船海難防止連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。
- 2 連絡会の構成員は以下のとおりとする。ただし、代理出席を可とする。
東北総合通信局無線通信部長
東北総合通信局無線通信部航空海上課長
東北運輸局海上安全環境部長
東北運輸局海上安全環境部調整官
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課長
第二管区海上保安本部交通部長
第二管区海上保安本部交通部企画調整官
第二管区海上保安本部交通部安全課長
- 3 連絡会の事務局は、他機関の協力を得て、東北運輸局海上安全環境部が行うものとする。

当面の活動例

○漁船への訪船指導

合同して漁船を訪船することにより、総合的、効果的な海難防止に関する安全指導を行う。

○漁業協同組合等への安全設備、安全対策などの説明

漁業関係者、漁業協同組合、県水産部局等に対して、簡易型 AIS など衝突海難防止に有効な無線設備や安全対策などについての説明を合同して行う。

説明は、県水産部局等と連携し、設備メーカー等の協力を得るなどにより、効果的に行うこととする。

○大型船舶への漁業活動に関する情報提供

漁船と大型船舶との衝突事故を防止するために、大型船舶側に対し、漁船の活動状況に関する情報提供等を行い注意喚起する。

○その他各機関の情報共有

上記のほか、本活動に資する情報を可能な限り共有することとする。

東北地区漁船海難防止連絡会の活動

